

○国家公安委員会告示第十六号

次の国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等により設置された委員会の作成する名簿に記載されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年四月二十日

国家公安委員会委員長 小此木八郎

アル・カーイダ／ISIL（ダーイシュ）と関係を有する法人その他の団体

名称 カティバ・イマーム・アル・ブハリ（KHATIBA IMAM AL-BUKHARI（KIB））

別名 カターイブ・アル・イマーム・アル・ブハリ（Khataib al-Imam al-Bukhari）

旧名称 不明

所在地 (a)Afghanistan/Pakistan border area（以前の所在地） (b)Khan-Shaykhun, Syrian Arab Republic（Idlibの53キロメートル南、2018年3月時点の所在地） (c)Idlib, Aleppo and Khama, Syrian Arab Republic（活動地域）

名簿に記載された年月日 2018年3月29日

名簿記載者公告番号 QE-82

その他参考となるべき事項 レバントの人々のためのアル・ヌスラ戦線（QE-61）と連携。シリア・アラブ共和国においてテロ攻撃を実行。2016年以来、中央アジア諸国への攻撃を計画するためにアフガニスタン北部へ移動。同団体に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：<https://www.interpol.int/en/notice/search/um/XXXXXX>